⑪　障害者割引
イ　割引をする自動車
社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。）又は当該事務所を設置していない町村において、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第４項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年９月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付を受けている療育手帳（以下「手帳」という。）に、以下の㈠又は㈡の要件を満たすものとして、東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続きがなされた自動車。
㈠　手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く）で、東日本高速道路株式会社が別に定めるもの。
㈡　手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第５号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和48年９月27日児発第725号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき東日本高速道路株式会社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあっては当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、東日本高速道路株式会社が別に定めるもの。
なお、上記自動車がＥＴＣシステムを利用して無線通信により料金所を通行し、通行料金の納付を行おうとする場合は、東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、ＥＴＣクレジットカード又はＥＴＣパーソナルカードと車載器をともに使用する場合に限る。
ロ　割引率
割引率は50パーセント以下とする。
⑫　乗合型自動車（定期路線）割引
イ　割引をする自動車
高速国道を通行する別表１－１に掲げる乗合型自動車のうち、道路運送法（昭和26年法律第183号）第４条第１項に規定する許可を受けて同法第３条第１号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が当該許可に係る路線を定期に運行し、若しくは同法第３条第１号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を経営する者が同法第21条第２号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行し、その運行区間内の高速国道に設置し、供用されたバス停留所のおおむね80パーセント以上に停車する自動車で、かつ、大口・多頻度割引の適用に関する契約を３会社のいずれかと締結した利用者の自動車。
ロ　割引率
割引率は30パーセントとする。
⑬　乗合型自動車回数券割引
イ　割引をする自動車
当該回数券により、道路運送法の定めに基づく乗合旅客の運送を行うために横浜新道、京葉道路、横浜横須賀道路、千葉東金道路又は第三京浜道路の各インターチェンジ相互間を通行する別表１－１又は別表１－２に掲げる乗合型自動車。
ロ　割引率
割引率は30パーセントとする。
ハ　適用する期間
東日本高速道路株式会社が別に定める日までとする。

⑭　割引相互間の適用関係
イ　割引相互間の重複適用関係
①から④及び⑦から⑫に定める割引相互間の重複適用関係は別表７のとおりとする。
ロ　重複適用無しと定めた割引の適用方法
別表７において重複適用無しと定めた割引のうち２以上の割引適用要件に該当する自動車の場合、各々の割引を適用して算出した額のうち最も低い額となる割引のみを当該自動車に適用する。
ハ　⑤と①、③、④又は⑦から⑪までの割引相互間における重複適用関係
㈠　⑤と①又は③は、重複して各々の割引を当該自動車に適用する。
㈡　⑤と④、⑦から⑩又は⑪の割引適用要件に該当する自動車の場合、⑤の割引は適用しないものとする。ただし、⑤ロの㈠から㈢により算出した額が、⑧又は⑨の割引を適用した額より低い場合には、⑧又は⑨の割引を適用した額から⑤ロの㈠から㈢により算出した額を差し引いた額を東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより還元する。
ニ　⑥と②、④、⑦から⑩まで又は⑫の割引相互間における重複適用関係
㈠　⑥と②の割引適用要件に該当する自動車の場合、⑥の割引適用後に、次式により算出した額に②の割引を適用する。
Ａ－（Ａ－Ｂ）×２
㈜　上記式において、Ａ、Ｂは、それぞれ次の値を表すものとする。
Ａ：⑥の割引前の料金の額
Ｂ：月間適用回数（コーポレート契約）が10回以上の場合における、⑥ロの㈠から㈢で算出した料金の額
㈡　⑥と⑫の割引適用要件に該当する自動車の場合、⑥の割引適用後に、⑫の割引を適用する。
㈢　⑥と④又は⑦の割引適用要件に該当する自動車の場合、⑥の割引は適用しないものとする。
㈣　⑥と⑧又は⑨の割引適用要件に該当する自動車の場合、各々の割引を適用して算出した額のうち、最も低い額となる割引のみを当該自動車に適用する。
⑮　企画割引
イ　常磐自動車道における割引
㈠　割引をする自動車
㈡に定める適用区間を通行する全自動車。
㈡　割引を適用した後の料金の額
本割引を適用した後の料金の額は０円とする。
㈢　実施する期間
平成24年４月８日から常磐自動車道の相馬インターチェンジから山元インターチェンジまでの区間の供用まで。
㈣　適用区間
常磐自動車道の南相馬インターチェンジから相馬インターチェンジまでの区間。
ロ　Hokkaido Expressway Pass
㈠　割引をする自動車
㈢に定める期間のうち連続する最大２日間から最大14日間までのいずれかの間に、㈡に定める適用区間を通行するＥＴＣ車（ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。）のうち、普通車（東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより本割引の適用を受けるための東日本高速道路株式会社への申込み（㈡に定める最大日数の開始日が平成26年４月１日から平成27年３月31日までの間の申込みに限る。）がなされている、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第２条の２に定める本邦の在留資格をもつ外国人又は外国政府が認めた当該国の永住権を持つ者が利用する自動車に限る。）。